

特定非営利活動法人きょうのあそびば 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きょうのあそびばという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちのやってみたい気持ちを大切にする冒険遊び場づくりを基盤とし、子どもたちが遊びを通して育っていくことの価値を広く社会に伝え、遊び場を通じた地域コミュニティづくり、人材育成などを通して、全ての人がありのまま、自分らしくいられる社会をつくっていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 冒険遊び場（プレイパーク）の運営に関する事業
- (2) 自然体験教室等の企画、実施に関する事業
- (3) 遊び環境に関するアドバイス事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長(代表)に提出し、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長(代表)に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人から8人
- (2) 監事 1人から2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、同通常総会が役員任期の開始の日から2年以内に開催されない場合は、2年とする。なお、再任は妨げない。
- 2 役員選任後2年以内に後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

（資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則) 第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 貞本 建太

副理事長 三好 正剛

理事 藤井 輝

三宅正晃

監事 小泉昭男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 9 年 5 月開催の総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 0 円
- (2) 正会員年会費 団体 10,000 円 個人 2,000 円
- (3) 賛助会員年会費 1 口 1,000 円(1 口以上)

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 きょうのあそびば

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	貞本 建太	[Redacted]	無
理事	三好 正剛		無
理事	藤井 輝		無
理事	三宅 正晃		無
監事	小泉 昭男		無

(法第10条第1項第5号関係)

設立趣旨書

1 趣旨

今、世の中は非常に子育てしにくい社会になっています。かつてのように地域の宝（子ども）をみんなで見守り、育む社会はなくなり、親は都会で孤立化、我が子に期待をかけるあまり育児書やインターネットの子育て情報に振り回され、子どもがのびのびと遊び、育つ姿に子育ての本当の喜びを感じにくくなっています。そして、遊ぶ場所、時間を奪われた子どもたちは、本来遊びの中でしか育むことのできない“本当の自分”を生きられずに苦しんでいます。私たちは「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに子どもたちが遊び育つことのできる冒険遊び場（プレイパーク）づくりを通して、子どもたちが遊びを通して育っていくことの価値を広く社会に伝え、遊び場を通じた地域コミュニティづくり、人材育成などを行い、全ての人がありのまま、自分らしくいられる社会を実現することを目指します。

2 申請に至るまでの経過

- ・2021年4月 任意団体「きょうのあそびば」発足。
- ・2024年 京都市はぐくみ憲章はぐくみアクション賞受賞。
- ・2025年10月 京都市内で初めて移動式遊び場「プレイカー」を整備。

これまで京都市内の公園にてプレイパーク体験を実施し延べ5000名以上の親子、地域住民と関わってきた中で、今こそ子どもたちの遊び場、地域コミュニティとしての遊び場、遊ぶということの本質的価値の発信に注力していく必要があると感じ申請に至ります。

2026年 2月 4日

特定非営利活動法人きょうのあそびば

設立代表者 住所

氏名 貞本建太

(法第10条第1項第7号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和9年 3月31日まで

特定非営利活動法人 きょうのあそびば

1. 事業実施の方針

令和8年度は以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
冒険遊び場 (プレイパーク)の運営 に関する事業	プレイカーを派遣し、公園や各種 イベントにて一日プレイパーク 体験を行う。	(A)年15回(毎月1 回、他イベント受 託時) (B)折戸公園他 (C)各回4人	(D)不特定多数 (E)年間500人	620
自然体験教 室等の企画、 実施に関する 事業	子どもたちのための昆虫の体験 教室を行う。	(A)年2回 (B)醍醐児童館 (C)4人	(D)幼児・小学 生 (E)60人	80
遊び環境に 関するアド バイス事業	保育園等で、研修講師や園庭環境 に関するアドバイスを行う	(A)随時 (C)1人	(D)保育士等 (E)50人	20
その他この 法人の目的 を達成する ために必要 な事業	実施予定なし。	—	—	0

(法第10条第1項第7号関係)

令和9年度の事業計画書

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 きょうのあそびば

1 事業実施の方針

本法人の事業内容や遊びの価値をより多くの市民に知っていただくため、SNS を中心とした広報発信を積極的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
冒険遊び場 (プレイパーク)の運営 に関する事業	プレイカーを派遣し、公園や各種イベントにて一日プレイパーク体験を行う。	(A) 年20回(毎月1回、他イベント受託時) (B) 折戸公園他 (C) 各回4人	(D) 不特定多数 (E) 年間1000人	850
自然体験教室等の企画、 実施に関する事業	子どもたちのための昆虫の体験教室を行う。	(A) 年2回 (B) 醍醐児童館 (C) 4	(D) 幼児・小学生 (E) 60人	100
遊び環境に関するアド バイス事業	保育園等で、研修講師や園庭環境に関するアドバイスを行う	(A) 随時 (C) 1人	(D) 保育士等 (E) 50人	50
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし。	—	—	0

(法第10条第1項第8号関係)

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 令和9年 3月31日まで 特定非営利活動法人きょうのあそびば (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	5,000	35,000
2. 受取寄附金	100,000	100,000
3. 受取民間助成金		
平和堂財団	500,000	
京都新聞社会福祉事業団	100,000	600,000
4. 事業収益		
プレイヤー派遣事業収益	200,000	
保育環境整備事業収益	30,000	230,000
5. その他収益	0	0
経常収益計		965,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	100,000	
支払保険料	100,000	
施設等評価費用	0	
車両費	200,000	
減価償却費	200,000	
材料費	50,000	
消耗品費	50,000	
その他経費計	720,000	
事業費計		720,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	110,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	110,000	
管理費計		110,000
経常費用計		830,000
当期経常増減額		135,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		135,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		135,000

(法第10条第1項第8号関係)

令和9年度活動予算書

科目	特定非営利活動法ノきょうのあそびば (単位:円)	
	令和9年 4月1日から	令和10年 3月31日まで
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	5,000	35,000
2. 受取寄附金	100,000	100,000
3. 受取民間助成金		
平和堂財団	500,000	
京都新聞社会福祉事業団	0	500,000
4. 事業収益		
ブレイカー派遣事業収益	335,000	
保育環境整備事業収益	30,000	365,000
5. その他収益	0	0
経常収益計		1,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	25,000	
旅費交通費	140,000	
支払保険料	140,000	
施設等評価費用	0	
車両費	280,000	
減価償却費	280,000	
材料費	70,000	
消耗品費	65,000	
その他経費計	1,000,000	
事業費計		1,000,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	110,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	110,000	
管理費計		110,000
経常費用計		1,110,000
当期経常増減額		-110,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		-110,000
前期繰越正味財産額		135,000
次期繰越正味財産額		25,000